

## 令和2年 第1回須賀川市農業委員会総会議事録

令和2年第1回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和2年1月 8日（水）
- 2 招集通知日 令和2年1月 8日（水）
- 3 招集日時 令和2年1月17日（金）午後1時30分
- 4 招集場所 須賀川市役所大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

### 農地利用最適化推進委員（9名）

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	車田 文彦	2	栗野 一栄	3	小枝 宏嗣	4	村上 光宏
5	和田 博文	6	遠藤 敏雄	7	古川 雅和	8	善方 春夫
9	矢部 由隆	10	高橋 純一	11	小林 伸二	12	大河原一英
13	吉田誠次郎	14	西間木幸男	15	安藤 武栄	16	上田 和一
17	味戸 一浩	18	二瓶 寿	19	佐藤 健一		

6 出席農業委員 19名

7 欠席農業委員 なし

担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名
小塩江	吉田 安孝	小塩江	橋本 克也	大東	関根 要一	大東	熊谷 聡
長沼	服部 弥						

8 欠席農地利用最適化推進委員 4名

佐藤 栄久男委員 安藤 雅裕委員

＜許可申請書の取下げ案件に係る欠席＞

斎藤 敏夫委員 齊藤 正人委員

9 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	小池 文章
	主幹兼局長補佐	戸田 正樹
	主任主査兼農政係長	三島木 修
産業部農政課	主 事	長谷川 匠

10 議 案

議案第 56号 農用地利用集積計画について

議案第 57号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 58号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 59号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 60号 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について

報告第 57号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理  
について

報告第 58号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理  
について

報告第 59号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 60号 農地法第 3 条の規定による許可処分取消願出書の受理について

報告第 61号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出取消願出書の受理につ  
いて

報告第 62号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可について

報告第 63号 農業経営改善計画認定申請に係る意見書について

11 その他

12 開 会 (午後 1 時 2 5 分)

13 あいさつ 農業委員会 会長 和田 博文

14 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業  
委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の  
規定に本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員

の出席委員数も報告した。

議事録署名委員には、議席番号 2 番 栗野 一栄 農業委員と 7 番 古川 雅和 農業委員を指名した。

15 議 事

審議内容 別添のとおり。

16 閉 会 (午後 2 時 1 0 分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和 2 年 1 月 2 0 日

須賀川市農業委員会

会 長 (議 長)

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和 2 年 第 1 回総会

令和 2 年 1 月 1 7 日 (金)

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第 56 号 「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 戸田主幹 概略説明。農政課 長谷川主事 説明。

議 長 只今の説明について質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 56 号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙  
手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 56 号「農用地利用集積計画について」は計  
画どおり決定することといたします。

議 長 次に、議案第 57 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否  
決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 三島木係長 説明。

(冒頭、許可申請の取下願出書 2 件(受理番号第 73 号、第 78 号)の  
取下理由等の説明を行う。)

議 長 続いて、調査員の説明を求めます。説明は、担当した推進委員から  
お願いいたします。

服部推進委員 受理番号第 71 号、第 72 号、第 74 号について説明いたします。

第 71 号は、譲受人の山田氏は譲渡人の佐藤氏から 40 年ほど前から  
借り受け耕作をしていましたが、今回、売買の話がまとまり申  
請となったものです。価格についてはお互いの話し合いで決定し  
たもので、特に問題はないと思われま。

第 72 号は、譲渡人の佐藤氏の畑に竹が生い茂り耕作できないこ

とから、譲受人の渡邊氏に依頼し耕作できるようにしてもらったとのことですが、今後の耕作についての話しの中で売買がまとまり、今回の申請となったものです。価格についてもお互いの話し合いで決定したもので、特に問題はないと思われます。

第 74 号の農地は、譲受人の森藤氏の畑に譲渡人の円谷氏の畑が鍵状に取り囲んでいる状態の所です。無償による贈与の理由は、譲渡人の円谷氏が高齢で跡継ぎもいないことから処分したいとのこと。3 件とも耕作状態も非常に良く農地として利用していくことを確信したところ。委員の皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 次に受理番号第 75 号、第 76 号について、熊谷推進委員、願います。

熊谷推進委員 受理番号第 75 号、第 76 号について説明いたします。

第 75 号の譲渡人の山本氏と譲受人の山本氏は親子関係にあります。第 76 号の譲渡人の山本氏と譲受人の山本氏は兄弟関係にあります。譲渡人の山本氏が兄、譲受人の山本氏が弟になります。

第 75 号、第 76 号の譲受人の山本氏は現在、申請地を借りジャガイモ等を耕作しており、今後、土地の集約化を図り、本格的に農業を営みたいとのこと。今回の申請に至りました。

第 75 号の申請地は、父である譲渡人の山本氏が子の譲受人の山本氏へ農地を無償で贈与し、第 76 号の申請地は、兄弟で売買価格を話し合いで決めたいとの申請です。

父が農機具店の経営者であり長男、次男は父の会社に勤務しており、農機具を使用することができることから問題はないと思われます。許可上、特に問題がないと思われます。委員皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 次に受理番号第 77 号について、小枝農業委員、願います。

小枝農業委員 受理番号第 77 号について説明します。

譲渡人の佐藤氏と譲受人の荒牧氏は、同じ地区の農業者で同級生の関係です。申請地の農地は譲受人の荒牧氏の農地に隣接してお

り、以前から荒牧氏が佐藤氏から依頼を受け耕作していました。今回、佐藤氏から売買の話をしたところ、売買価格は協議によりまとまったものです。許可上、特に問題がないと思われます。委員皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 次に受理番号第 79 号について、村上農業委員、お願いします。  
村上農業委員 受理番号第 79 号について説明いたします。

申請地は譲受人の石井氏の作業所に隣接しており、米の収穫時には乾燥機の廃塵ダストが当たる場所です。

現在、譲渡人の磯海氏は体調が思わしくなく、今後、申請地の管理が見込めないことから、今回、石井氏に譲渡することとなりました。石井氏は隣接地を借り、規模拡大を図っており稲作を中心とした経営を行い、地域の中心的な専業農家です。売買価格についてもお互いの話し合いで決めたもので、特に問題はないものと思われます。委員皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 次に受理番号第 80 号について、関根推進委員お願いします。  
関根推進委員 受理番号第 80 号について説明いたします。

申請地は譲受人の関根氏の所有する土地に隣接している畑で、数年来耕作されていなかったため、譲受人の関根氏が売買の話をしたところ、今回話がまとまりました。この畑で関根氏の父と野菜などを栽培するとのことでした。

申請地は、空港道路と未来博道路に面した一角にあることから、売買価格については譲受人の関根氏が少し高い金額を提示し、お互いに合意しています。許可上、特に問題はないものと思われます。委員皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑は、なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 57 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 57 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

議 長 次に、議案第 58 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 戸田主幹 説明。

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。

説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

橋本推進委員 受理番号第 6 号について説明いたします。

申請人の吉田氏は娘さん、お孫さんと同居することとなり、既存の住宅が手狭となり、住居、駐車場の確保のため併用申請となりました。許可上、問題はないものと思われます。委員皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 只今の説明について、ご意見、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 58 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 58 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

議 長 次に、議案第 59 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 戸田主幹 説明。

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。

説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

吉田推進委員 受理番号第 45 号について説明いたします。

申請地は市道に接し、周りは山林となっています。この畑は 20 年以上前から、近所の知人に貸していましたが、昨年の夏に高齢のため、今年から返したいとの申し出があり、借り手を探しましたが見つからなか

ったとのことです。

以前、土地を貸した電気工事業の担当者に話したところ、申請の被設定者が土地の条件が良いということで、今回の申請となりました。

周りはフェンスで囲み、除草は機械刈りを行うとのこと。周囲に与える影響もないと思われます。許可上、問題はないものと思われます。委員皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑は、なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 59 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 59 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

議長 次に、議案第 60 号「農業委員会の法理遵守の申し合わせ決議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 三島木係長 説明。

議長 只今の説明について、ご意見、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 60 号「農業委員会の法理遵守の申し合わせ決議について」決議することに異議のない農業委員は挙手願います。

議長 異議なしと認め、議案第 60 号「農業委員会の法理遵守の申し合わせ決議について」について議決し、決議することといたしました。

議長 次に、報告事項に入ります。

○報告第 57 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」 3 件です。

○報告第 58 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」 6 件です。

○報告第 59 号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」



2 件です。

○報告第 60 号「農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願出書の受理について 1 件です。

○報告第 61 号「農地法第 4 条の規定による農地転用届出の取消願出書の受理について 1 件です。

○報告第 62 号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可について」 6 件です。

○報告第 63 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見書について」 11 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

議 長 その他ですが、皆さんから何かございませんか。

(なし)

議 長 事務局からお願いします。

○令和 2 年第 2 回須賀川市農業委員会総会について

2 月 17 日 (月) 13:30～

○岩瀬地方農業委員会連合会研修会について

2 月 21 日 (金) 15:00～

○各行政区の区長への説明会

2 月 6 日 (木) 午前 10 時 45 分～西袋、稲田、仁井田、長沼

// 午後 2 時 45 分～浜田、小塩江、大東、岩瀬

議 長 ほかに無ければ、これにて令和 2 年度第 1 回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。